

社会保障審議会医療部会（第2回）資料

平成13年10月18日（木）

| | |
|--------------------------|----|
| 1 . 医療提供体制の改革について | |
| ○ 医療制度改⾰の基本的⽅向 | 2 |
| ○ 健康づくり、疾病予防の推進 | 3 |
| ○ 我国の医療提供体制の改革スケジュール | 4 |
| ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 6 |
| 2 . わが国の保健医療⽔準について | |
| ○ わが国の保健医療⽔準 | 9 |
| ○ わが国の保健医療制度の国際的評価 | 10 |
| ○ WHOによる「保健システム評価」 | 11 |
| 3 . 米国における医療機関経営について | |
| ○ 米国の営利病院の状況 | 15 |
| ○ 開設主体別に見た地域の一般病院の推移 | 16 |
| 4 . 医療の情報提供について | |
| ○ 情報提供の推進に関する指摘事項 | 19 |
| ○ 情報提供に関する現状 | 20 |
| ○ 医療に関する情報提供についてこれまでの取組 | 21 |
| ○ 規制工程表(抜粋) | 22 |
| ○ 改革工程計画 | 24 |
| ○ 福祉医療情報システムによる医療機関情報の提供 | 26 |
| ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 33 |

1. 医療提供体制の改革について

医療制度改革の基本方向

医療を取り巻く環境の変化

(急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化)

医療制度を構成するすべてのシステムの大きな転換が必要

保健医療システムの改革

診療報酬体系の改革

医療保険制度の改革

- 健康づくり・疾病予防の推進
 - ・「健康日本21」の推進・健康増進法（仮称）の制定
- 医療提供体制の改革
 - ・情報開示、患者の選択の拡大、医療提供体制の機能分化・集約化
- 基本に立ち返り、あるべき医療の姿、医療技術、医療機関の運営コストなどが適切に反映される診療報酬体系へと見直し
- 国民皆保険を基本に、将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築
 - ・各制度・世代を通じた給付と負担の公平化
 - ・急速に増大する老人医療費の抑制
 - ・後期高齢者への施策の重点化
 - ・経済の動向、保険財政の状況等を勘案し、改定
 - ・保険者の統合など医療保険制度の在り方について早急に検討

健康づくり、疾病予防の推進

健康寿命の延長、生活の質の向上を実現する
健康づくり、疾病予防の取組みを推進

1. 健康日本21の推進

- 「健康日本21」を更に進め、生活習慣の見直し、健康づくりに取り組む個人を支援。
- 住民に身近な市町村による実施計画づくり。

2. 健康教育の推進、情報提供の徹底等

- 栄養、運動、休養、たばこ、アルコール等に関する健康教育の推進、情報提供の徹底等。

3. 生涯を通じた保健事業の一體的な推進

- 各保健事業において、生涯を通じた疾病予防等を相互に連携しつつ一貫性を持って展開。

4. 基盤整備

- 調査研究の推進、人材育成・資質の向上等。

これらを内容とする

健康増進法(仮称)の制定など法的基盤の整備

我が国の医療提供体制の現状と課題

今後の医療を考える視点

I 医療提供体制の効率化・重点化の不足
病床数が多い／医療従事者が少ない／平均在院日数が長い／機能分化が進んでいない

II 競争が働きにくい医療提供体制

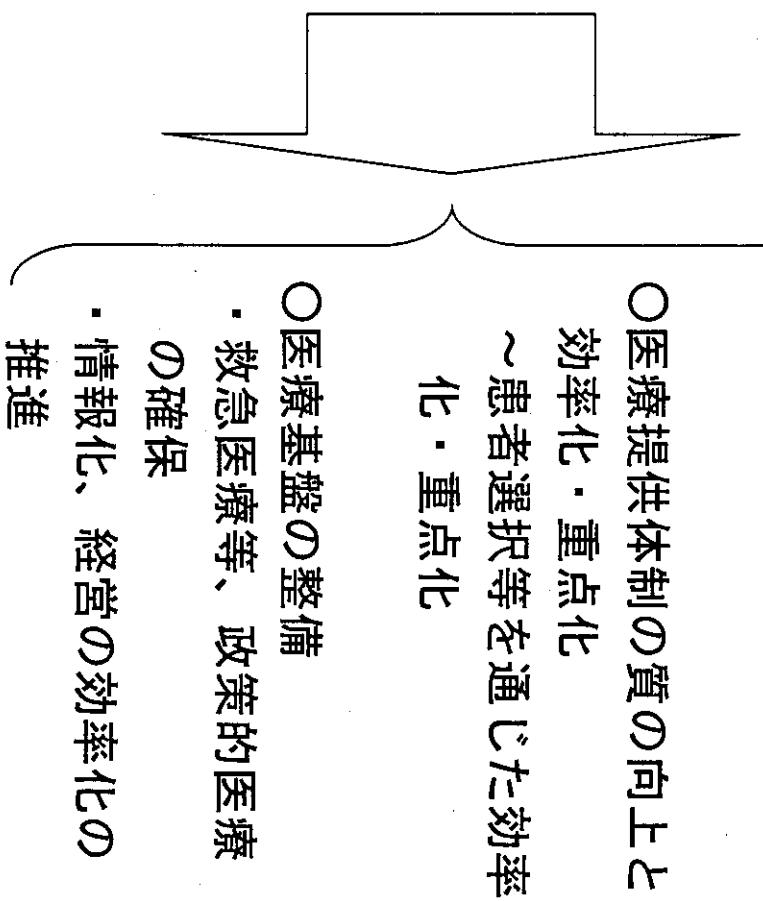
比較可能で客観的な情報の不足

III 安心できる医療の確保

医療安全／小児救急等の救急医療の確保

IV 情報基盤等の近代化の遅れ

IT化の遅れ／標準化の遅れ／医業経営の近代化



21世紀の医療の将来像

医療の将来像(イメージ)

当面進めるべき施策

患者の選択の尊重と情報提供

- 患者の立場を尊重した医療の提供
 - ・ 患者の選択の尊重・医療への参加
 - ・ 患者の選択を通じて質の向上と効率化・重点化が進む。

- 患者に対する比較可能で客観的な情報の提供
 - ・ 医療機関の専門性、診療実績(手術件数等)
 - ・ 患者向けの標準的診療ガイドライン

質の高い効率的な医療提供体制

- 情報開示・患者の選択を通じて機能分化・集約化が進展。
- 急性期病床は平均在院日数が短縮化されるとともに、一定数に收れん。
(急性期以外の病床は、リハビリ病床、療養病床などに分化。)

医療の質の向上

- ・ 医療における標準化
(病名等の用語、クリティカルパス)
- ・ 根拠に基づく医療(EBM)の普及

国民の安心のための基盤づくり

- 地域(2次医療圏)で充足する医療
- 医療安全対策、小児救急医療の確保等

情報化基盤等医療基盤の近代化・効率化

- 医療におけるIT化の推進
- 医療における標準化の推進
- 医業経営の近代化・効率化

情報提供の推進とこれによる医療機関相互の競争の促進

- 広告規制の緩和
- 第三者評価の普及
- 診療ガイドライン等を提供するデータベースの構築

医療の質の向上と効率化・重点化

- 病院病床の機能の明確化・重点化
- 公私の役割分担も踏まえた機能分担・連携の促進

安心でき、信頼される医療提供体制の確立

- 医療を担う人材の育成等(臨床研修必修化への対応等)
- 根拠に基づく医療(EBM)の推進
- 医療安全対策の総合的推進

医療提供体制の改革スケジュール(1)

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 備考 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|
| 病院・病床の機能の明確化・重点化 | | | | | | | |
| 一般病床・療養病床のいずれかに移行 (15年8月末まで) | | | | | | | |
| 根拠に基づく医療(EBM)の推進 | | | | | | | |
| EBMデータベースの整備 | | | | | | | |
| データベースによる最新医学情報の提供 | | | | | | | |
| 主要疾患の診療ガイドライン作成(順次) | | | | | | | |
| 医療における適切な人材の育成・確保 | | | | | | | |
| 医師の臨床研修のあり方検討 | | | | | | | |
| 医師の臨床研修必修化 | | | | | | | |
| 看護職員の専門知識・臨床技能の向上 | | | | | | | |
| 医療における情報提供の推進 | | | | | | | |
| 広告可能事項の拡充 | | | | | | | |
| 医療機関が広告できる事項を逐次拡大 | | | | | | | |
| WAMNET等による情報提供の充実 | | | | | | | |
| (注)WAMNETとは、社会福祉・医療事業団がホームページ等により提供する情報ネットワークであり、医療機関情報も提供される。 | | | | | | | |
| | | | | | | | 現在、一般病床約100万床、療養病床約27万床 |
| | | | | | | | 歯科医師は18年度必修化 ドクターラインは13年度中に完成 |
| | | | | | | | 前回見直しは平成13年3月 |

医療提供体制の改革スケジュール(2)

